

資格取得費の繰延資産該当性—人的資本理論の観点から—

石山 皇太 (名城大学)

I. はじめに——報告の概要

近年、わが国では、人間の能力を資本と捉えることで、様々な社会現象を分析しようとする人的資本理論が注目を集めている。こうした傾向は、政府の経済政策や企業経営への導入に代表されるが、実は、税法の領域においても、その応用のポテンシャルを見ることができるといっても、いわゆる柔道整復師事件の地裁判決では、「人的資本」という概念を用いて、その価値増加に向けられた支出の必要経費および繰延資産該当性を否定する判断が下されたからである。そこで本報告では、所得税法上の繰延資産に光を当て、これに人的資本理論の分析視角から、資格取得費の繰延資産該当性をめぐる規定の解釈論と、立法論の必要性について考察を加えたい。

II. 問題意識

1. 必要経費の概念と立法論の方針——いわゆる「昭和 38 年答申」

「費用収益対応の考え方のもとに経費を控除するに当たって、所得の基因となる事業等に係はあるが所得の形成に直接寄与していない経費又は損失の取扱いをいかにすべきかという問題については、純資産増加説的な考え方に立つて、〔①〕できるだけ広くこの種の経費又は損失を所得計算上考慮すべしとする考え方と、〔②〕家事費を除外する所得計算の建前から所得計算の純化を図るためには家事費との区別の困難な経費はできるだけこれを排除すべしとする考え方との広狭二様の考え方がある。所得税の建前としては、事業上の経費と家事費とを峻別する後〔②〕の考え方も当然無視することができないが、事業経費又は事業損失の計算については、できる限り前者〔①〕の考え方を取り入れる方向で整備を図ることが望ましいと考える。〔〔〕内および下線は報告者による。〕」

税制調査会答申「所得税法及び法人税法の整備に関する答申（税制調査会）」（1963 年）43 頁

☞ 必要経費の概念と立法論の方針 → ①事業との関係を考慮

25 Cf) 税理士法 52 条

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

2. 問題意識

- 資格取得費の控除が認められない理由は法解釈にある？ → 本報告では繰延資産を検討
- 必要経費控除の方針に沿った制度設計がなされていない？
- 人的資本理論によって特徴づけられる投資と効果の「タイムラグ」への対応は？

III. 解釈の傾向と問題点

1. 予備的確認——現行所得税法および施行令の規定

(1) 「繰延資産」の規定

- 35 • 所得税法
2 条 1 項 20 号 ……〔①〕事業所得……を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後 1 年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。
- 所得税法施行令
7 条 1 項 〔所得税〕法第 2 条第 1 項第 20 号……に規定する政令で定める費用は、個人が支出する費用（〔②〕資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。）のうち次に掲げるものとする。
- 40 1 号 開業費（事業所得……を生ずべき〔③〕事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。）
2 号 開発費（新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。）
45 3 号 前 2 号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの〔以下略〕

☞ 上記①～③は、「開業費」の 3 要件である。→「開業費」のみ、支出時期を条文で明示。

Cf) 「開業費」の 3 要件

- 50 「……繰延資産としての開業費に該当するためには、〔①〕業務に関し個人が支出する費用であって、かつ支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶこと、〔②〕資産の取得に要した金額とされるべき費用もしくは前払費用でないこと、〔③〕開業準備のために特別に支出した費用であることの三要件を充足しなければならないところである。〔〕内の番号は、報告者によって丸数字に改めた。】」

- 55 名古屋地判昭和 59 年 1 月 27 日税資 135 号 22 頁。なお、福岡高判平成 13 年 9 月 12 日税資 251 号順号 8971 も同旨。

Cf) 政府による税制改正の解説

「繰延資産の範囲について、次の改正が行われました……。……開発費から新たな事業の開始のために特別に支出する費用が除外されました。〔下線は報告者による。〕」

財務省「税制改正の解説〔平成 19 年度〕」（2007 年）235 頁

- 60 ☞ 「開業費」→ 事業開始前の支出が、開始予定の事業に関係すること
☞ 他の繰延資産 → 事業開始後の支出が、すでに営んでいる事業に関係すること

65 (2)「償却費」の規定

70	• 所得税法 50 条 1 項 居住者のその年 12 月 31 日における繰延資産につきその償却費として第 37 条（必要経費）の規定によりその者の……事業所得の金額……の計算上必要経費に算入する金額は、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。 • 所得税法施行令 137 条 1 項 「所得税」法第 50 条第 1 項……に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる繰延資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。[以下略]

Cf) 繰延資産の償却期間

該当条項	種類	細目	償却期間
所得税法施行令 137 条 1 項 1 号	開業費	事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用	60 か月
	開発費	新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用	60 か月
所得税法施行令 137 条 1 項 2 号	その他の繰延資産	上記のほか、所得税法施行令 7 条 1 項 3 号に掲げる費用で支出の効果その支出の日以後 1 年以上に及ぶもの	支出の効果の 及ぶ期間

75 所得税基本通達 50-3, 増測実「所得税（申告所得）繰延資産（I）」税務 QA2 月号（2022 年）121 頁を参考に報告者作成

2. 資格取得費等の必要経費・繰延資産該当性が争われた事例

判決・裁決年度	事件名	支出内容	必要経費	繰延資産
平成 8 年裁決	歯科医臨床講習会費事件	臨床講習会参加費	○	
平成 13 年裁決	歯科医英会話研修費事件	英会話研修費	×	
平成 13 年裁決	歯科医研修費事件	開業前の歯科研修費	×	×
平成 13 年裁決	歯科医兼特別研究生事件	大学（麻酔学）の学費	×	
平成 15 年裁決	弁護士兼大学院生事件	大学院（法学）の学費	×	
平成 27 年裁決	(1) 宅地建物取引士事件	①資格試験料・登録料	×	
		②営業許可関連費	○	○
令和 2 年判決	(2) 柔道整復師事件	専門学校の学費	×	×

☞ 資格取得費等が必要経費となる場合は少なく、繰延資産として争われた事例は稀である。

3. 審判所および裁判所の論理構成

(1) 宅地建物取引士事件

80 ①資格試験料・登録料

• 規範

「一般に、人の資格（弁護士や税理士などの国家資格）とは、国の法律に基づいて、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事することができる資格であり、また、法律によって一定の社会的地位が保証されるものであることから、資格を取得するために要した費用などは、業務に間接的に有効、有用であっても、その主たる目的は、新しい地位や職業を獲得するための教育費であり、所得税法 45 条 1 項 1 号に規定する家事費に該当する。〔下線は報告者による。〕」

• 当てはめ

「宅地建物取引主任者資格は、宅建業者が事務所ごとに専任の有資格者を設置することが義務付けられているもの（設置義務資格）であって、特定の職業に従事することができる資格であることからすると、……〔本件〕資格取得費は、新しい地位や職業を獲得するための教育費であり、所得税法第 45 条第 1 項第 1 号に規定する家事費に該当することから、……事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできない。〔〕内および下線は報告者による。〕」

95 国税不服審判所裁決平成 27 年 4 月 14 日裁決 TAINS F0-1-583

☞ 判断の順序は、必要経費該当性 → 繰延資産該当性？

②営業許可関連費

• 当てはめ

100 「……宅建業者の免許申請及び弁済業務保証金の供託等に関する手続は、宅建業の開業に当たっての必要不可欠な手続であることからすると、これらの手続に要した費用は、宅建業に係る業務と直接の関係をもち、かつ、業務の遂行上必要なものと認められる。……〔本件〕各入会金……については、……本件宅建業を開始するまでの間に開業の準備のために特別に支出した費用であると認められることから、……開業費に該当する。〔〕内および下線は報告者による。〕」

105 国税不服審判所裁決平成 27 年 4 月 14 日裁決 TAINS F0-1-583

☞ 開業にあたって法的に求められる手続上の諸費用は、必要経費および「開業費」に該当。
→ 法的に設置が義務づけられた国家資格の取得費はなぜ家事費？

Cf) 宅地建物取引業法

110 3 条 1 項 宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所……を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

115

31 条の 3 第 1 項 宅地建物取引業者は、その事務所その他国土交通省令で定める場所……ごとに、事務所等の規模、業務内容等を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の宅地建物取引士を置かなければならない。

Cf) 「開業費」 該当性が争われた事例

	平成 13 年 12 月 3 日裁決	平成 25 年 7 月 9 日裁決	平成 27 年 5 月 12 日裁決
○	・ (例示として) 開業のための広告宣伝費	・ 採用予定者との面談費用 ・ 内装工事業者への差入代	・ 営業許可関連費
×	・ 歯科医等一般を対象とした研修費	・ 同業者との接待交際費 ・ 同窓会の会費	・ 資格試験料・登録料

Cf) 開業準備のために「特別に」支出する費用の解釈

120

「……この〔平成 13 年 12 月 3 日裁決〕 解釈に依拠すれば、……開業に直接関係するものでない場合には、「開業準備のために特別に支出した費用」とはいえないから、繰延資産には該当せず、家事費として……、必要経費への算入は認められないこととなろう。〔〕内および下線は報告者による。〕」

岩崎政明「所得税法における繰延資産の範囲と償却方法」税務事例研究 194 号 (2023 年) 34-35 頁

☞ 「特別に」 → 開業との強い結び付き → 開業目的でなければ生じることなかった費用

(2) 柔道整復師事件

125

・ 規範

「ある支出が繰延資産に該当するためには、支出の効果が及ぶ業務について、……〔所得税〕法 37 条 1 項の必要経費該当性の要件を満たさなければならないものと解される……。また、同法 50 条 1 項は、繰延資産につきその償却費として『37 条 (必要経費) の規定により』その者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その繰延資産に係る支出の効果が及ぶ期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする旨を規定する……。〔〕内および下線は報告者による。以下同じ。〕」

130

・ 当てはめ

「……控訴人〔原告〕は柔道整復に係る業務独占資格を期間の限定なく獲得したものであり、繰延資産に係る支出の効果が及ぶ期間を具体的に特定することが困難である。……繰延資産に係る規定は、必要経費の性格を有する費用について、収入金額が発生する事業年度とは異なる事業年度において事業所得の計算上必要経費に算入することを是認することを定めたものにすぎないところ、原判決を引用して説示したとおり、本件支払額は、そもそも必要経費の性格を有する費用であると認めることができない。」

135

大阪高判令和 2 年 5 月 22 日訟月 66 卷 12 号 1991 頁

140

☞ 判断の順序が、必要経費該当性 → 繰延資産該当性であることを明示。

☞ 支出の効果が及ぶ期間の特定を要求。

4. 小括

- 裁判所等による判断の流れは、必要経費該当性を判定した後に、繰延資産該当性を検討。

☞ 「繰延資産」と「償却費」の規定では、資産計上の後に償却の順 → 論理の逆転現象？

- 145 • 「繰延資産」の償却にあたって、支出の効果が及ぶ期間の特定を求める。

☞ 所得税法および同法施行令上、期間の特定が求められるのは「その他の繰延資産」のみ。

- 「特別に」→ 開業との強い結び付き → 開業目的でなければ生じることなかった費用？

☞ 国家資格の取得 → 開業以外にも使い道があり得る ∴ 「開業費」に該当しない？

Cf) 行政法上の「許可」と「特許」の概念

- 150 「ある種の国民の活動を一般的に禁止したうえで、国民から申請に基づき審査を行ない、一定の要件に合致する場合、禁止を個別具体的に解除する法的仕組みを許可制という。この許可制のもとで、一般的禁止を個別具体的に解除する行為は、実定法上、許可……という名称で呼ばれているとは限らず、承認……、免許（……宅地建物取引業法 3 条 1 項。……）、登録……、確認……、認定……、認証……等、用語は不統一である。……特許制とは、国民が一般的には取得しえない特別の能力または権利を設定する行為（設権）のことであり、特許法にいう特許とは全く異なる概念である。 [下線は報告者による。]
- 155

宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論 [第 8 版]』（有斐閣・2023 年）34-35 頁

IV. 立法手当の必要性和内容

1. 立法手当の必要性

- 160 • 解釈論の限界 → 「特別に」の意味をめぐる議論の蓄積が必要。

- 立法手当の根拠は？ → 税法上保護される利益か、政策上の特権か？

Cf) 物的資本に対する「タイムラグ」への対応

- 165 「……所得税法上の『固定資産』は、……事業所得……を生ずべき業務の用に供されている土地……や建物などの減価償却資産のほか、一般の納税者（給与所得者等）の住宅……や家庭用家財などを含む概念である……。」

武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法第 2 巻』（第一法規，web 版）139 頁以下

☞ 人的資本と比較して、物的資本に対しては「タイムラグ」への考慮が及んでいる。

2. 制度の比較対象

(1) アメリカにおける議論

- 170 • 財務省規則 § 1.162-5 によって、教育費を次の 3 つの性質に区別して、その取扱いを決定。

①事業経費 → 控除可 ②私的支出 → 控除不可 ③私的・資本的支出の混合 → 控除不可

☞ 資格取得費のほとんどが、③「私的・資本的支出の混合」に該当し、控除不可の状態

Cf) アメリカにおける制度状況

- 175 「……現在の連邦所得税法の取扱いでは、資本的支出の性質を有する教育支出の資産化およびその償却を認めていないために、結果として、私的費用と同じく、いつの時点においても一切控除することができない。」

橋本彩『教育支出に対する課税問題』（成文堂・2021 年）83 頁

☞ 人的資本理論と軌を一にする評価ではあるが、広く控除が認められない点で本末転倒？

180 (3) 立法論の実益について

Cf) 司法修習生に関する事例

- 185 「司法修習生は、修習専念義務を負うものの、基本給付金の支払者である最高裁判所に対して一定の職務を遂行すべき義務を負うわけではない……。……基本給付金の性格や支給要件等に照らせば、司法修習生に一律に一定額が支給される基本給付金については、そもそも
- 185 [1] 所得税法 37 条 1 項の「総収入金額を得るため直接に要した費用」（個別対応の費用）を観念することができないし、司法修習は「所得を生ずべき業務」には該当しないというべきであるから、[2] 同項の「所得を生ずべき業務について生じた費用」（一般対応の費用）を観念することもできず、したがって、基本給付金につき必要経費として控除することができる経費は存在しないというべきである。[下線は報告者による。]

190 大阪高判令和 5 年 7 月 26 日税資 273 号順号 13866

Cf) 弁護士法

- 4 条 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。
- 72 条 弁護士又は弁護士法人でない者は……報酬を得る目的で訴訟事件……又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。[以下略]
- 195 74 条 1 項 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

☞ 投資と効果の「タイムラグ」に関する課題として位置付けることができる。

V. おわりに

- 資格取得費の控除が認められない理由は法解釈にある？
- 200 ☞ 論理の逆転現象という問題は見られるが、必ずしもそれだけが理由ではない。
- 必要経費控除の方針に沿った制度設計がなされていない？
- ☞ 人的資本理論の観点からは、必ずしも十分とはいえない。
- 人的資本理論によって特徴づけられる投資と効果の「タイムラグ」への対応は？
- ☞ 物的資本と比較すると「タイムラグ」への考慮が及んでいない。
- 205 **課題** → 法人税法上の繰延資産や会計学における人的資本（資源）会計との比較検討